

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(川内1、2号機(946))」
2. 日時：令和2年7月7日(火) 10時30分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
山口安全管理調査官、鈴木主任安全審査官、浅沼安全審査官、
西内安全審査官

九州電力株式会社：
原子力発電本部 原子力工事グループ課長◎ 他10名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・川内1号機及び2号機 設計及び工事計画変更認可申請の概要について
【バックフィット規制の反映】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	当原子力規制庁のニシウチですけども、これから出さない人号機の設計工認の申請に係る堅固始めたいと思いますので、九州電力のほうから説明をお願いします。
0:00:14	はい、了解しました九州電力のタゾエ、それでは川内 1 号機及び 2 号機、設計及び工事計画変更認可申請の概要についてということで、お手元の資料をもとに説明をさせていただきます。
0:00:29	本件につきましては 6 月 4 日に第 3 直流を特重の有毒ガスのバックフィット反映しつつ、申請をして 6 月 18 日にと緊急時対策所及び特重の内部溢水バックフィットを上げた肥料を申請を
0:00:45	変更認可申請をさせていただいております。
0:00:49	1 枚めくっていただきまして、目次になります。
0:00:54	まず、対象となる設工認と改正された技術基準等の改正内容に案件について御説明させていただきまして、Ricou234 でそれぞれの学校フィット規定の改正への対応について御説明させていただくような流れで構成しております。
0:01:15	次のページをお願いします。
0:01:17	まず対象となる設計、設工認等技術基準改正等の改正関係との関係について御説明させていただきます。
0:01:27	あと当社のとすでに認可された 3 件の説法ににつきまして適合性を確認しました技術基準及びその解釈が改正されたことを受けまして、改正された技術基準等の
0:01:43	適用を受ける設備が改正された技術基準等に適合することを確認するための変更認可申請を実施しております。
0:01:53	具体的には以下の 3 件になります。A. 第 1 号機及び 2 号機の動的直流電源設備 3 系統目設置工事、こちらを 3 個の資料では 3 対 3 直流出しております。
0:02:07	二つ目が川内 1 号機のピンQd対策とバックを指揮所設置工事、こちらにつきましては、緊対棟と書いております。
0:02:16	三つ目が川内 1 号機及び 2 号機特定重大事故等対処施設設置工事、こちらは特重施設といたしております。
0:02:26	これらの三つの設工認につきまして、技術基準規則の改正の反映を実施する予定としております。
0:02:34	次のページお願いいたします。
0:02:39	これ先ほど説明しました三つの設工認に対しまして半円応用する技術基準規則等の改正の関係を以下に示しております。

0:02:49	具体的には、今回、下のほうになりますけれども半減応用する技術基準規則等の改正ということで記載しております。
0:02:59	一つ目は、内部溢水による管理区域への漏えい防止に関する規定改正ということで、こちら以降内部溢水バックフィットと出しておりますけれども、こちらに関する改正内容。
0:03:13	二つ目に瑕疵はやっばいたり、原子力発電所 6 号炉及び 7 号炉の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見の反映、こちら柏崎刈羽 67 号、治験はんべ。
0:03:29	バックフィットということで記載しております。
0:03:32	三つ目が有毒ガスに関する規則改定英語有毒ガスバックフィットと書いております。
0:03:40	こちらの三つの技術基準規則等の改正を
0:03:46	先ほど説明いたしました。すでに認可を受けている工事計画設工認に反映させる予定としております。具体的には第 3 直流に対しまして域の内部溢水バックフィットと 2 の課長だったり、67 号機の件は現場一方、
0:04:06	川内 1 号機の緊対に立って緊対室等に対しましては、内部被ばくということがタバコピット
0:04:15	川内 12 号機の特重施設につきましては、うちの内部溢水バックフィットというところがピットを反映する予定としております。
0:04:23	ここで米印がありますけれども、内部溢水へ特重施設につきましては、川内 1 号機のみが対象としておりまして、川内 2 号機につきましては補正にて半期の内部被ばくのない内容は半径が進んでおります。
0:04:39	次のページをお願いします。
0:04:42	4 ページ目で、
0:04:44	それ以降具体的な技術基準改正の内容と歓迎状況。
0:04:49	内容について御説明させていただきます。
0:04:52	4 ページ目は、内部溢水に関する規則改正。
0:04:57	に関する技術基準利率基準の改正内容を
0:05:01	でも 1 人
0:05:02	変更箇所を下線部で示してありますけれども、懇
0:05:07	これにつきましては、12 条の海底 12 条の 2 項、
0:05:11	及び解釈につきましては、
0:05:16	以降につきましては解釈が 2 項につきましては規則及び解釈がそれぞれ改正されるということになっております。具体的な対応を 5 ページ目。
0:05:26	お示しております。

0:05:30	まず技術基準規則第十二条第 1 項の規則の解釈の改正にある、ここに事故ということで発電用原子炉施設内において使用済み燃料貯蔵ピットのスロッシング
0:05:45	その他の事象による溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置その他の適切な措置を講じなければならないのでここで改正されたところとしまして、
0:05:59	要するに燃料ピット層とその他の事象といったところが追加されておりますので、それに対して確認事項といたしまして、1 工事計画にて選定された使用済み燃料ピット等の方法及びその他の事象による溢水の発生によりその安全性を損なうおそれの
0:06:17	トリガがある場合に、防護措置その他の適切な措置を講じていることが確認事項となります。
0:06:24	以降は、これを安全機能
0:06:27	安全機能維持要求というふうに表示しております。
0:06:31	二つ目が、技術基準規則第十二条第 2 項及び規則の解釈を改正する。
0:06:39	はい、その解釈の改正に関わる事項としまして、
0:06:43	発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備からオダ性物質を含む液体が溢れ出る恐れがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な情報でなければならない。
0:07:03	ということで、営業系配管だけでなく、その他の設備というところを考慮しなかったという変更がなされておりますので、確認事項といたしまして、既工事計画にてっていう下取得解釈第 3 項に示される設備を含めた
0:07:21	その他の設備から放射性物質を含む液体が溢れ出る恐れがある場合は、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な策が必要なおことが講じられていることということを確認いたします。
0:07:36	以下、管理区域外への漏えいの防止要求というふうに記載しております。
0:07:43	今回の内部溢水バックフィットの改正箇所に該当する項目について既工事計画における経営溢水強化内容との関連を整理いたしまして、技術基準規則等の要求に適合することを説明いたします。
0:07:59	米印がついておりますけれども、
0:08:02	技術基準規則のほうは、第十二条。
0:08:06	意味改定されていますけれども、FAとかEDFの 1 坪について話題に流入量に準じた設計をすることとしておりますので、第十二条に準じた内容を持ってっ警報上げていこうということを確認しております。
0:08:24	次のページお願いします。

0:08:27	6 ページ目で、
0:08:29	このページ第十二条の第 1 項に関するところの御説明になります。
0:08:37	認可を受けました設工認において、費用済み燃料ピット等のフローティングの等及びその他の事象により溢水が発生した場合によっていて、以下の通り想定しているため、安全機能様。
0:08:50	一般安全機能維持要求へ適合性る。
0:08:53	いうことになっております。
0:08:55	まず第 3 直流につきましては、ダイダン特有の設備におきましては、復旧済み燃料ピット等のスロッシングの層及びその他の事象を考慮しても 1 水源となる設備ではないと、また第 3 直流の設備を設置する原子炉補助建屋は、
0:09:13	別の内部溢水バックフィットにて、
0:09:16	追加で考慮すべき。
0:09:18	事故がないことを確認していることから、安全機能維持要求へ適合している。
0:09:23	いうことになります。
0:09:25	次に緊対棟ですけれども、緊急時対策等指揮所の前にははずみ燃料ピット等のスロッシングの等に該当するスロッシングを考慮すべき設備はありません。
0:09:39	また、その他の事象として、
0:09:41	次の誤作動誤動作や弁グランド部配管フランジからの漏えい事象等を想定しますけれども、既設の内部溢水バックフィットと同じ運用で対応できることから、安全設備の維持要求へ適合せるといふふうに書いております。
0:09:58	次に、特重施設ですけれども、
0:10:00	特重施設には使用済み燃料ピット等のフローティングの層に該当するフラッシングを考慮すべき新設の設備がありますけれども、当該設備につきましては、防護対策により、1 水源とならないことを確認しております。
0:10:15	また、その他の事象として機器の誤動作や弁グランド部配管フランジからの漏えいでき室長等を考慮いたしますけれども、既設の内部溢水伝播をきつと同じ運用で対応できるから安全機能維持要求適応しているというふうに整理しております。
0:10:34	次に、めくっていただきまして 7 ページ目で、
0:10:37	第 22 条の 2 行下のほうになります。
0:10:42	認可を受けました設工認におきまして容器または配管以外のその他の設備から放射性物質を含む液体が溢れ出る恐れがある場合も含めて、管理区域外への放射性物の漏えいが発生し得る設備について、
0:10:57	以下の通り想定し得るため管理区域外への漏えいのほう要求へ適合しているというふうに訂正を整理しております。

0:11:04	具体的に第3直流につきましては、第3直流設備は、その他の設備として水源となる設備はございません。
0:11:14	また、第3直流の設備を設置する原子炉補助建屋につきましては、既設の内部溢水バックフィットにて追加で考慮すべき事項がないかということを確認していますから、管理区域外への漏えい。
0:11:29	の防止要求へ適合していくというふうに整理しております。
0:11:33	2引退等についてですけれども、
0:11:36	緊急時対策所色調
0:11:39	の設備は管理区域内に設置されないため、本漁業適用対象外というふうになります。
0:11:46	三つ目の特重施設ですけれども、特重設備を設置する既設建屋は、
0:11:52	既設の内部溢水バックフィット見て追加で考慮すべき事項がないことを確認していることから、管理区域外への漏えいの防止要求へ適合している。
0:12:02	また、°60セット特重設備を設置する新設建屋非管理区域であるため、本業では適用対象外というふうに整理しております。
0:12:13	以上をもちまして、内部溢水バックフィットにいっぱいある。
0:12:17	設計及び工事の計画、で31年2月に許可認可と同様に4改正の内容をこの設計方針に反映し明確化する。
0:12:30	いうことしております。
0:12:32	並びに関わる規定かけ規則の改正については以上になります。
0:12:38	次に柏崎刈羽六、七億号機の知見上げに関する規則改正にある対応1ページで説明いたします。明日ページ目になります。
0:12:49	8ページ目が技術基準規則の改正内容を示しております、今回74条の改正になりますけれども、直接、これに関わるのではなく、具体的には、9ページ目で御説明させていただきます。
0:13:07	技術基準規則等の改定に直接影響するものではないんですけれども、柏崎刈羽は67号機知見反映バックフィットに関わるチェックポイントでね、例は元年の6月10日に認可をいただいたものにおきまして、
0:13:24	ヤツ空気浄化設備等に原子炉制御室の居住性の確保を要求不自由性の確保の要求をひもづけるため基本設計方針を追加しております。
0:13:36	その中で、追加した基本設計方針において、keVの代替直流電源系統によるアニュラス空気浄化系の弁を操作できる設計を明記しております。
0:13:51	それに合わせまして、新設する蓄電池3系統目もからも、アニュラス空気浄化系の弁を開操作できる。
0:14:00	そういう設計にするため、上記基本設計方針を

0:14:05	併記するという。県民を行う予定としております。
0:14:11	次の 10 ページ以降が有毒ガスに関する規則改正の対応になります。
0:14:18	有毒ガスにつきましては
0:14:21	46 条の緊急時対策所と 53 条の特重施設の対応になります。
0:14:28	改正の中身は有毒ガスの発生に対して結局適切な措置をとることを求めていることと有毒ガスの発生を検出し警報するための方法に関する要求事項を整理して整理されております。
0:14:43	次 11 ページに有毒ガスの 800 円で C 校警報する他、
0:14:50	この装置に関する要求事項、
0:14:53	記載しております。具体的な対応は 2 ページになります。
0:15:00	今回の技術基準規則等の改正では有毒ガスが発生した場合に、ような絵にとどまり対処する要員の実効対処能力を確保する目的で有毒ガス対応に必要な手順の整備や要員の
0:15:16	期中の有毒ガス濃度を化防護判断基準値を超えるような場合に演奏 Tier 警報装置を設置することが求められております。
0:15:27	すでに認可を受けました中央制御室及び団体機代替緊急時対策所と同様に、以下の適合方針により検層 Tier 警報装置を設置しなくても、運転員等が有毒ガスから防護できるというふうな設計にしております。
0:15:43	まず来提言につきましては、運転員等の
0:15:48	期中の有毒ガス濃度がどうが判断基準を下回り、有毒ガスの発生原価ないということを確認しております。
0:15:56	また、稼働減につきましては、換気設備の隔離等の防護措置により運転員を防護するというような設計としております。
0:16:06	これらにより、よりまして融合有毒ガスバックフィットに係る工認と同様に変更の内容／設計方法に反映する。
0:16:17	いうことで、
0:16:19	計画としております。
0:16:21	今回の変に関わる変に関わる申請内容以上になります。
0:16:31	はい。規制庁ニシウチです。ありがとうございます。
0:16:36	まず一方で確認をしていきたいんですけども、内部溢水かかる。
0:16:42	ちょっと会社の対応についてのところですね、ちょっと具体的に 6 ページ目と 7 ページ目辺りで確認を進めていきたいと思っておりますけれども、
0:16:50	まず 7 ページのところからですかね。
0:16:55	第 3 電源と、ちょっと特重設に対しての変更認可内容をまずお伺いしますが、

0:17:02	この二つの申請については、まずその工事計画、もとの工事計画の中で管理区域に関係する工事が行われて行く予定であるという認識で麻酔科っていう来れば、具体的にこの工場の中のどこが管理区域かかる工事なのかっていうのを少し説明いただいたんでしょうか。
0:17:47	はい。
0:17:51	向こう三つも。
0:17:53	規制庁ニシウチですけど、これでますでしょうか。
0:17:58	九州電力のクラタです。三極におきましては、
0:18:04	待ってるようなクエンチ多くエリアが管理区域内となります。
0:18:18	62° きましては、既設建屋において、
0:18:23	この耐水 10 日号炉するところに管理区域がございますので考慮しているということになります。
0:18:36	規制庁にしろです。
0:18:38	いえ、II 遠いよろしいですか。
0:18:43	はい。
0:18:44	はい。江藤。
0:18:46	規制庁ニシウチですけども
0:18:50	ちょっとこちらのほうについては、
0:18:58	ここじゃなかで一部管理区域該当するということで理解をしました冷凍第 3 直流電源と特重施設の工事計画を立てて変更認可っていうものの中で管理区域に一部該当するので、12 条以降の外部 EAP バックフィットに
0:19:14	かかる要求事項に対しての説明をいただく必要があるということについて理解をした上で、
0:19:20	第 3 直流電源と特重施設両方自然にカードとしてですけども、
0:19:26	所求まる工事をするものも既設建屋における評価技術評価
0:19:33	当放射性的人服の液体が管理区域外に漏えいしないっていうための評価については、来てたんを機構内部地政学機構の中ですね評価をしていて、今回の変更認可申請にそれを変えるものではない。
0:19:48	ということを、あとは追加で設置する大胆電源においては 1 クエンチがまさにそうだと思いますけども、追加で設置するものについては、そもそもそれらが鎖線後日含む液体を内包する設備ではないので、あの漏えいというか RS 恐れがないと。
0:20:04	そういう理解でよろしいでしょうか。
0:20:07	はい。問題ないです。

0:20:09	かしこまりました。ありがとうございます。同第 3 直流と特重施設については了解しましたので、その上であと緊対棟に係る変更認可申請についてなんですけども、御説明 7 ページのところにもあると緊対所に係る高知は非管理区域において行われる工事であると。
0:20:30	ですので本余計適用対象回答案で一定で、
0:20:35	一応これはもとの緊対棟に係る認可処分というのが、内部溢水の経過備考認可処分をしているものですので、
0:20:44	内部被曝意図もこの 12 条 2 項が適用対象会であることを踏まえて、元の工事計画、もとの緊対管工事計画の中で認可処分をしているものとセットを我々は理解はしています。ですので、そもそも緊対棟のに対する工事計画に、この内部性閣議とともに、
0:21:04	適用させるの変更認可申請をいただく必要がそもそもあるのかという話なんですけども、その部分について、何か当時の担当者含めて内科お聞きしていることでありますでしょうか。
0:21:18	どのようにお考えでしょうか。
0:21:36	はい。
0:21:45	九州電力のクラタです。
0:21:48	2 項側適宜お外というふうに記載セール通り対象外としてましたが、一考側の
0:21:57	この他、
0:22:02	はい。
0:22:18	規制庁ニシウチですけど今って何か御説明いただけますか、ちょっと音声途切れていますか。聞こえています。
0:22:29	えっとですね。
0:22:32	嘘
0:22:33	はい。
0:22:43	当期原子力発電本部さあ規制庁ニシウチですけども聞こえてますでしょうか。
0:23:14	いえ、
0:23:16	新しい違うタカキターつ追加で
0:23:20	以下、
0:23:22	いや、
0:23:34	規制庁出席です。
0:23:36	以下、載せて聞こえてないんですか。
0:23:40	はい。
0:23:42	また、
0:23:46	ちょっと対応いただいたんですかね、ちょっとこれを追加的に通って、

0:23:54	を通じて、こっちの問題やと東京支社とうちとかって東京支社が動け%本部機構部会において議論します。
0:25:34	はい。
0:25:36	はい。
0:25:38	はい。
0:25:43	そこのほうでも聞こえます。この超えて、
0:25:49	わかりました。
0:25:51	以下関連の切り換えます。
0:25:55	NaITOや情報がなかったと解釈データを接続するっていう
0:26:00	ですので、どっかにありまして当議会のほうできるので、それから入り直していただけるか。
0:26:11	そうですねはい大丈夫です。すみません。
0:26:17	1回とします。
0:26:19	はい。
0:26:38	。
0:26:47	はい。
0:27:12	これ、
0:27:13	従って、
0:27:15	それからでしょう。
0:27:18	本当に当たってたでしょ。
0:27:24	はい。
0:27:39	はい。
0:27:40	はい。
0:27:53	当社は接続をしながら、
0:28:19	ちょっと、
0:28:20	本当に
0:28:29	原子力規制庁のニシウチですけども、受ける何らかの原子力発電本部さん聞こえますでしょうか。
0:28:37	九州電力で村政届いております。こちらの音声は届いてますでしょうか。せよう高低差ありがとうございます、東京支社間を成果がでしょうか。聞こえますか。はい、東急社の方も旅行です。ありがとうございます。総代会を正と思います。
0:28:52	九州電力のクラタさんが御説明世界いただいてもよろしいでしょうか。警防承知しました。先ほどの緊対棟の件ですが、2項につきましては記載の通り、要求適用外としておりましたが、以降につきましては、規則の解釈の改正で、
0:29:10	その他の事象の

0:29:12	確認について設備の使用の開始までに
0:29:17	確認の必要があると考えておりまして、今回片理の申請をした次第です。
0:29:24	以上です。
0:29:28	はい、鉛直規制庁ニシウチですけれども、6 ページのほうの期待についても森林会の審議については、ここの部分の内部溢水バック板の規則改正においては、規則のほうは変更がなくて、いわゆる解釈のほうで今までの審査知見を
0:29:48	あえて具体的に時初頭明確化しているものと理解をしています。
0:29:54	で、まだ内部溢水バックフィットの経営会議等関係で明確に
0:30:01	病気をしているのは、規則改正を行って 12 条 2 項のほうについてとまず理解をしています。
0:30:08	その上で、新緊対については順調に移行がまず非管理区域に係る申請などで適応会で 12 条 1 項の部分についても、これいわゆるヤマグチ、新基準の新規性基準適合性審査に対しての一括法が変わって、
0:30:24	一応確認をしているものから特に追加になるものがない世界な事象がないと理解をしていて、実際の新緊対の工認の中でも、すでにこれらの事象について想定した上で、あの当時の認可処分を行っているものと思っておりますが、そこ認識はいかがでしょうか。
0:30:44	はい。CAPE電力のクラタです。その認識で間違いございません。
0:30:50	町のニシウチです。了解しましたんであればですね新緊対の
0:30:58	工事計画に対して、今回、内部溢水枠組みと変更引か申請という形で聞いていただく必要があるのかなっていうちょっと話になってくるので、その部分についてはですねちょっと 90 年力のほうでもう一度ご確認が補助金を含めてですね確認ご検討いただいて適切にお答えいただければと思うんですけども。
0:31:21	はい。
0:31:25	もう
0:31:27	はい。
0:31:33	偽造
0:31:35	やった。
0:31:37	ちょっとちらっと口頭で相関式経つんですよ。
0:31:42	ここで一旦切ってもらったデータ送ってないんですよ。
0:31:46	社会今回この映像高齢コントロールするこちらの想定飛行できるんですけど、ここで聞いてもらってるな。
0:31:55	はい。
0:32:00	試験で、
0:32:02	スピードのまま、

0:32:33	ちょっと受けるか受けております。
0:32:38	九州電力の成瀬です。当時の経緯については弊社でももう一度再度確認いたしますけれども、
0:32:49	内部溢水のバックフィットに係る一考に関する内容は先ほど御説明した通り、 当時から設計の内容には織り込んでおりまして、
0:33:01	説明をしております。
0:33:08	審判層を申請の要否につきましては、今後、
0:33:13	再度検討した上で対応させていただきたいと考えております。以上です。
0:33:21	規制庁 20 です。了解しました。議長様計画の考え方だけお伝えしておきますけれども、
0:33:29	内部溢水バックフィットと一言。
0:33:32	昨日の改正規則の付則、
0:33:35	においてですね、どのように書いているかという、現状 2 項の改正が本日基準適用というのは、計画までの間は青字の連動ということで計画比これ平成 3 年、
0:33:51	平成 31 年の 2 月というふうに値が計画ですけれども、これまでの間は、改正前の技術基準。
0:33:59	鎮静をいただいて、こちらが適用性を判断するという理解で
0:34:03	ただ計画以降において、申請認可する場合においては、改正後の技術基準 2 条 2 項の技術基準に基づいて、都民課長もしなければいけないので、もし内部溢水バックフィット規制を本震緊対のほうに入れ込む必要があるのであれば、
0:34:21	当時の 2 ヶ所の中に込まなければいけなかったという話になると。
0:34:26	私たちとしては、
0:34:28	そして、
0:34:30	なぜこの非管理区域であることですか、1 項の明確化部分についても、もとの設計のほうで織り込まれていたということが申請書の中で確認をできていることから、当時、ほぼ認識のもとで処分をしているものと認識をしていますので、その部分の認識の
0:34:49	についてもですね当時の経緯等を含めて何かちょっと違うということがあれば、また改めて御説明をいただければいいかなと思います。
0:34:57	内部溢水確率に関してこちらからは以上ですけれども、何か九州電力の方から以下でありますでしょうか。
0:35:06	修練力ベース追加はございません。
0:35:12	長大、

0:35:15	はい。
0:35:18	はい。
0:35:21	はい、移送ありがとうございます。あと1点ほど追加ですみません。
0:35:26	規制庁、
0:35:28	7ページの
0:35:32	管理区域外への放射性率の漏えいの方。
0:35:37	特重施設Ⅱ、
0:35:39	提出する既設建屋はいいところで、我々の募集をかけて適合している。
0:35:45	心配。
0:35:46	今回修正している。
0:36:04	独自性の既設建屋の記載の部分は今回の九州電力のクラタです。特重施設の規定つに関する記載の部分ですが、今回の申請の対象となっております。
0:36:18	規制庁スズキですが、今回、
0:36:21	規制庁鈴木です。
0:36:24	その施設の内部溢水が増えて追加で考慮すべき事項がないことを
0:36:33	確認しているっていうのは、今回の申請で確認している。
0:36:47	九州電力のトオザキでございます。
0:36:50	特重設備を設置する既設建屋におきまして、特重設備を設置する箇所について、新たに
0:37:02	地域の区画を設ける場所はございませんので、
0:37:07	補助、内部溢水バックフィットですべて確認できているという。
0:37:12	説明でございますしちょスズキです。
0:37:18	本プラント自体の内部ECバックフィットで、
0:37:23	考慮していく。
0:37:25	いる区画内に特重設備が
0:37:29	これが本請願の内部溢水バックフィット、
0:37:34	情報の確認で、
0:37:40	確認をしていること、内容が今回特に特段変わることがないけれども、
0:37:45	その関与できていることを今回修正している。そういうこと。
0:37:52	九州電力のトオザキです。その通りでございます。はい、理解しました。ありがとう。
0:38:06	規制庁ニシウチですけども、続けて課長年配の方が御白金範囲について確認をかけただければ。
0:38:16	9ページから具体的な
0:38:23	確認をしたのは、

0:38:27	ここに説明いただいている通りかと思えますけれども、今回の変更認可申請において、KK 67 の知見反映に対する基本的、
0:38:40	を変えるわけではなくて、またぜひマニュアル。
0:38:45	委員
0:38:46	系統の弁を第 3 電源によっても回答できる追記するだけという認識でよろしいですかね。
0:39:03	九州電力の兒玉です。その通りでございます。
0:39:08	はい、ありがとうございます。あと追加で確認をしたいのがキャンプ申請書等及び今後の 4 限マニュアルスズキ上 3 系統の系統の弁を採算年限によって会則できるっていうのは、もともと概算年限の設置工事、
0:39:24	その中で、ここの部分の記載基本の方針において明記いただいているものであってもその繋ぎ込みというのは、工認の中で確認をしているものと思っていますけどもその意識で惜しい
0:39:37	九州電力の兒玉です。その通りでございます。
0:39:41	了解しました後々計画立案の方に行けば隔離参考 2 との関係だけですけども。
0:39:49	一番から参考資料ですかね、当方で時系列開いただきますけれども 14 ページのところ、
0:39:57	前ページのところの経費柏崎刈羽 67 号の知見反映ピットっていう緑の線が一番下に引かれていて、マツオカについて認可処分をしていますけど、この時は大胆年限自体は工事中の工事計画認可処分を行ってますけども工事中学会であったため、
0:40:17	第 3 電源からアニュラス空気浄化設備の提案を回答できるねっていうのは、この中で記載していなくて、
0:40:26	またここも含めた計画リート歳出最終的な基本設計方針っていうのはこの第 3 電源の設置工事の中にへん人で付け加える形で最終的には示しつつ、
0:40:39	予定だったとそういう理解でよろしいですか。
0:40:45	税込電力なり成立性様通りでございます。
0:40:49	はい、ありがとうございます。
0:40:52	はい。よくわかりました。ありがとうございます。
0:40:55	結局はクオリティと規制庁からオープンにない。
0:40:59	現場コミット特になければまた続けている区画に進めていきたいと思えますけど九州電力の方から何かございます。
0:41:10	次週電力です特に追加ございません。
0:41:13	はい、ありがとうございます。最後に 6 月に

0:41:20	6月に関しては、先週の規制業者に係る要求事項に対する採用と、あとは代替緊急時対策所から緊急時対策棟にいっぱい機能つつ以外の会議が雑談止まっています。
0:41:39	それらについてなんですけども、まずもってその裕度とか取り組みに対する工事計画へと中央制御室を今代替緊急時対策所に対する有毒ガス防護ピットというのはこのCEの観察処分をしまして、
0:41:55	その時の内容から、いわゆるご提言ですとか、稼働件あるというところが発生議事かかる情報性は変更がないという理解でよろしいですか。
0:42:06	九州電力の小田です。変更がないという理解で問題ありませんし、評価しました様々候補制限に関する対策についての確認をしますけども、
0:42:16	これに関する対策。
0:42:19	いうところだから影響評価に係る評価点の差異というのはもちろん出てくる取引としてですけども、今年3月処分をした機構と同様にですね、夕方作成減衰すごい規定を設置することによって、
0:42:35	いうところを判断基準上回る記録が発生しないような対策をしていると。
0:42:41	この広域点については既工認で設計構造各地震が法律ちゅうのは思いますけども、それから何か設計構造変更するものではないという認識でよろしいでしょうか。
0:42:55	九州電力の小田です。その認識で問題ありません。了解しました。これについて、
0:43:02	送水下限について、
0:43:04	これについては有毒ガスの没水機構について同様にですね。
0:43:10	対策の方向性案の策定につ移行させて、
0:43:14	その何か事情があった場合には既存の通信連絡設備を用いて連絡をして、
0:43:20	換気空調設備を用いて隔離する、こういった対策中央制御室と緊急時対策の方で立てていますけども、販売活動なんか変わるものがない。
0:43:29	もちろん使う設備と関わってくると思うんですけど、対策内容としては、同様なものと理解してよろしいでしょうか。
0:43:40	九州電力のオダですか暴言につきましても認可いただいている中央大代金等変更が大きな方針としては変更ありません。
0:43:50	了解しました。このままで使用する通信連絡設備費とかの妥結使用する設備については、既存の購入計画案の機能の方で計画の中ですでに適合性を説明して、こちらとしては、課長をしていて、
0:44:05	実際には設備されているものを使用すると。
0:44:08	という理解でよろしいでしょうか。

0:44:12	はい、九州電力の小田です。そんな理解で問題ありませんよ返しました。
0:44:19	規制庁ニシウチです。いや固縛について私からは以上ですけども、規制庁から噴火に確認事項あります。
0:44:30	それと、有毒ガスについて九州電力の方から何か追加補足ございます。
0:44:36	九州電力の小田です。特に追加ございません。
0:44:39	了解しました。
0:44:43	一応横思いますけどいいですか。
0:44:48	いうとこはさ付近 8 号の会合終了
0:44:56	これ非常に
0:45:01	山中委員。
0:45:04	申請書の内容なり、これから
0:45:09	確かに。
0:45:13	御説明式
0:45:17	そうだよということながら
0:45:20	ほとんどないべき 9 日だけこっちの方がそれが無いんで説明できない。
0:45:34	入れさせるというメッセージ
0:45:36	説明は目標期限を前提とYamamoto建て替えていたかな。
0:45:42	あわせまして、
0:45:45	スズキーリングの電話や価格でいくんじゃない。
0:45:51	はい。
0:45:52	いや、
0:46:00	でした。
0:46:02	申請書、
0:46:03	見せながら、
0:46:09	聞いて
0:46:10	内容でしたと。
0:46:13	施設だって、
0:46:20	噴火して、
0:46:22	以上
0:46:24	とりあえずヒアリングは、そういった部分はちょっとまたそれより小さいので、伊方消しておいて、東京で作ってくれてしまっただけのページ
0:46:36	こちら、
0:46:42	次の内容として、
0:46:45	その内容を

0:46:54	PAM実はそういうところは、具体的に今後拡充していくと、よろしく願います。
0:47:12	一般個々人の会合であれば、あと時刻で開けた方が出て問題ない。
0:47:21	これはそのまま上げていけば、
0:47:26	注 1、
0:47:33	が、
0:47:35	要望する。
0:47:37	これもこの要望があるんですけど。
0:47:44	じゃあ今後何ページの一番下の内容、
0:47:49	はい。
0:47:52	上期からいけない。
0:47:56	現場管理区域の方。
0:48:03	を確認するにあたって、
0:48:09	面談ができないのであれば、書類審査がない。
0:48:33	規制庁のニシウチですけども。
0:48:36	市長は今日の
0:48:38	資料で確認するところは以上かなと思っています。今後の審査の中においてですね、あの会社が内部溢水がフジタのほうで説明をいただいた。
0:48:48	ほかに区域の場合に関わる関係していくのか、実際工事計画の中で実現がないってことで説明するの部分は具体の審査で確認を進めていきたいと思っておりますので、またこの部分について引き続き説明の準備をいただければと思います。
0:49:04	今後についてはですね、非公開の独自情報に触れないで説明ができない場合においては、
0:49:11	現状の上等に関する状況とか、踏まえてですね、書面審査等進めているところでもありますけども、
0:49:22	インターネットで委員会の方で訴訟交渉出している通り、事業者の方から要望があればですね、大変審査ということで、特重に関して行っていますので、その部分の進め方についても、また改めてご連絡をいただければと思います。
0:49:39	起電力の
0:49:42	タゾエれる了解しました。まず近海に関わる場所の申請の規定的な進め方につきましてこちらで整理いたしまして、またお話しさせていただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
0:49:58	いう

0:50:01	ちょっと聞きたいとニシウチです。それでは、九州電力の方から追加補足と絶対 2%になりますでしょうかよろしいでしょうか。
0:50:11	はい、九州電力タゾエです特にございませんでしょうか。
0:50:15	或いは工事終了したいと思います。ありがとうございました。
0:50:19	はい、ありがとうございました。